**地場産品基準について　　　　　　　　　　別紙**

ふるさと納税の返礼品は、次の各号のいずれかに該当すること。

1. 三木市内において**生産されたもの**であること。
2. 三木市内において返礼品等の**原材料の主要な部分が生産**されたものであること。
3. 三木市内にいて返礼品等の**製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じている**ものであること。
4. 三木市内において生産されたものであって、近隣の他市区町村の区域内において生産されたものと流通構造上、混在することが避けられないものであること。
5. 三木市の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から三木市独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6. 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。（例：「市内生産された蕎麦と、他市生産のめんつゆ」等）
7. 三木市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

8.イ、ロ、ハ　兵庫県が、共通返礼品として認定するもの等

平成31年総務省告示第179号第5条抜粋、要約

令和５年１０月改正